6
2024 JUNE

不正改造は犯罪！まわりのみんなが迷惑！

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し、④基準外ウィング（エア・スポイラ）の取り付け、⑤マフラーの切断・取外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しております。

皆様も是非、不正改造についての認識を深めていただき、不正改造は絶対に行わないようにしましょう。

詳しい情報はこちらから
www.tekisei-seibi.com

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。

問合せ
国土交通省北海道運輸局函館運輸支局
☎０１３８-４９-８８６４

「STOP熱中症！クールワークキャンペーン」を実施します

職場での熱中症予防対策を進めていただくため、５月から９月までを期間として「ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。

昨年は北海道内でも猛暑の影響で職場での熱中症が１５３件（休業１日以上）と急増し、過去最多となりました。熱中症の発生は７月・８月に多く発生していることから、これらの時期に向け早い段階から予防対策に取り組むことが必要です。

取組に当たっては、熱中症予防のための指標である「暑さ指数（ＷＢＧＴ値）」の活用、設備対策、衛生教育などを実施願います。

熱中症に関する資料や講習動画等を用意していますので、詳しくは熱中症に関するポータルサイトをご覧ください。

問合せ
北海道労働局労働基準部健康課
☎０１１-７０９-２３１１

未来に残そう青い海

海や海岸で、ゴミの不法投棄、焼却をすることは法律で禁止されており、違反すると５年以下の懲役若しくは１０００万円以下の罰金に処せられます。

海をキレイに保ち、これから始まる海水浴シーズンを気持ちよく楽しむため、自分が出したゴミは自分で持ち帰る、指定のごみ袋に入れて指定のごみ収集場所に入れる等、適正に処分するようお願い致します。

問合せ
瀬棚海上保安署
☎０１３７-８７-２６３４



法テラス八雲通信

障害者差別解消法の改正

■障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して、障害者差別解消法が平成28年より施行されています。これまで障害者差別解消法は、国や地方公共団体に対して、障害のある方々に対する「不当な差別の禁止」、「合理的配慮の提供」を義務付けていました。一般の事業者に対しても、「不当な差別の禁止」については義務とされていましたが、「合理的配慮の提供」については努力義務にとどまっていました。

■令和６年４月より施行されている障害者差別解消法の改正法では、一般の事業者に対しても、障害のある方に対して「合理的配慮の提供」を義務化しています。

■「合理的配慮の提供」が義務化されたと言われても、実際にどのようにすればいいのか、イメージが難しいと思います。

■「合理的配慮の提供」は、障害のある人もない人も共に生きる社会を実現するための手段という位置づけです。障害のある方々は、社会の中にある様々な「バリア」によって生活しづらい場面があります。この「バリア」を負担の重すぎない範囲で取り除くことが「合理的配慮の提供」となります。

■具体的な事例を考えてみます。スーパーで店員の方が、視覚障害のある方から「欲しい品物の売り場が分からない」と伝えられました。店員さんの対応として、①その商品が置かれた売り場まで案内する、②その商品を持ってくるなどが考えられます。どのような対応をすれば良いのかは、個々の場面で変わってきます。障害がある方と事業者がともに理解し合いながら、対応策を考えていくことになります。

■日常生活では、障害のない人なら簡単に利用できることでも、障害のある方にとっては利用が難しいことがたくさんあります。障害のある方に「バリア」となっているものを、少しずつ社会から取り除いていくことが、改正法の目的の一つとなっています。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、３回までの無料法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所（050-3383-8366）」まで相談予約のお電話をお寄せください。

法テラス八雲法律事務所
弁護士　是永　克巳

求人・求職募集中!!

農林振興課では農林業における求人・求職を募集しております。
今金町農林振興課無料職業紹介所
（グリーンサポートセンター）

日本一の「今金男爵」を守ろう!!

ジャガイモシストセンチュウの拡散防止には町民の皆様のご理解とご協力が必要です。

今金町農業協同組合
今金町農林振興課

目指せ車いす！

リングプル回収事業

○ 現在ストック量…95kg
車いす交換まであと605kg
※700kgで車いす一台と交換できます

今金町社会福祉協議会

ゆかりの方にPRください～ふるさと納税～

たくさんの期待や思いをお待ちしております。皆さんのお知り合いに、是非、ご紹介ください。

■令和6年度現在 179件 179万2,000円

４月末現在の情報です。
※詳しくは、まちづくり推進課まちひと交流グループ又はホームページへ

～口座振替に関するお知らせ～

町税【町・道民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）】及び公営住宅使用料の各税（料）の新規引落や婚姻等による改姓、納税者の死亡等により振替口座が変更となる場合または、納付方法を変更したい場合は、毎月15日までに税務住民課課税収納グループまたは町内の各金融機関にてお手続きをお願いいたします。
（ゆうちょ銀行の口座振替は、直接郵便局にてお手続きをお願いいたします。）
※ゆうちょ銀行は、手続き完了まで時間を要すため、各期（月）の納期限の１ヶ月半前までに郵便局にてお手続きをお願いいたします。

令和６年度　自衛官等採用案内

採用種目		受付期間	試験日
航空学生		7/1 ～ 9/5	● １次試験 9/16 ● ２次試験 10/12 ～ 10/17 ●3次試験 海11/15 ～ 12/11 空11/9 ～ 12/12
高等工科学生徒	推薦	10/1 ～ 11/29	1/11 ～ 1/13
	一般	10/1 ～ 1/16	● １次試験 1/25・26 ● ２次試験 2/13 ～ 2/16
一般曹候補生	第２回	7/1 ～ 9/3	● １次試験 9/18 ～ 9/21 ● ２次試験 10/13 ～ 10/14, 10/17 ～ 10/18
	第３回	10/1 ～ 11/28	● １次試験 12/7 ～ 12/9 ● ２次試験 令和６年1/10 ～ 1/11
自衛官候補生		通年	毎月実施（詳しくは、お問い合わせください。）

ご質問等ございましたら、こちらまでお問合せ下さい。
自衛隊函館地方協力本部今金地域事務所
所長　佐野　晃一　☎080-4405-9194

税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。2024年度の採用試験の概要は次のとおりです。

①受験資格

⑴令和６年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していない者
⑵令和７年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

②申込受付期間（インターネット申込み）

６月14日（金）午前９時～６月26日（水）（受信有効）
申込専用アドレス　https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
※インターネット申込みができない場合受験を希望する第１次試験地を所轄する国税局にお問い合わせください。

【問合せ】八雲税務署総務課　☎0137-60-1009

町の医療機関の診療日変更について

岩間医院の診療日が、令和６年７月より下記の通りに変更となります。

	月	火	水	木	金
午前	○	×	○	×	○
午後	×	×	○	×	×

【休診】土・日・祝日
【受付時間】午前 9:00 ～ 11:00　　午後 1:30 ～ 4:00

【問合せ】岩間医院　☎82-0057